

会津バスケットボール協会規約

第1章 名称と事務局

第1条 本会は、会津バスケットボール協会と称し、事務局は会長の指定する所に置く。

第2章 目的と事業

第2条 本会は、福島県バスケットボール協会のもと、会津におけるバスケットボール競技の健全な発展と普及を図ることを目的とする

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 各種バスケットボール大会の主催及び後援。
2. バスケットボール競技の普及・発展並びに技術向上のための研修及び指導。
3. バスケットボール競技施設の拡充に関すること。
4. その他目的達成に必要と認めた事項。

第3章 組織

第4条 本会は、バスケットボール競技団体及びバスケットボール愛好者をもって組織する。

第4章 役員

第5条 本会に、つぎの役員を置く。

1. 会長1名
2. 副会長若干名
3. 理事長1名
4. 理事若干名
5. 監事2名
6. 各種委員会（総務・競技・審判・強化・財務）委員長1名
7. 顧問若干名
8. 参与若干名

但し、会長が認めたときは、他の役員を置くことができる。

第6条 役員を選任方法は、次のように定める。

1. 会長・副会長・監事・顧問・参与は、理事会で選出する。
2. 理事は、高体連専門部（15名以内）、ジュニア連盟（5名以内）、ミニ連盟（7名以内）、クラブ連盟（6名以内）とし、各団体評議員から推薦された者、及び会長が必要と認め、推薦依頼された者の中から理事会で選任し、評議員総会で承認を受ける。
3. 理事長は、理事の互選による。
4. 各種委員長・各種委員は、理事会で決定する。
5. 各加盟団体の運営の実状に応じて理事と同等の業務に携わる者（理事待遇）を置くことができる。

第7条 役員の仕事は、次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。
3. 理事長は、会務の処理に参画する。
4. 理事は、会務の執行にあたる。
5. 監事は、会計の監査にあたる。
6. 各種委員会は、委員長を中心に当該委員会の職務を処理する。
7. 顧問は、重要事項を監視し、会長の諮問に応ずる。

第8条 役員の任期は、2ヵ年とする。但し、再任を妨げない。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 会議

第9条 定例評議員総会（評議員とは、学校関係は、部活動顧問、ミニ及びクラブ関係は、チーム代表者、バスケットボール愛好者。）は、年1回会長が招集し、次の事項を審議する。

1. 前年度行事報告 2. 前年度決算 3. 理事の改選（2年に1回） 4. 本年度行事予定 5. 本年度予算 6. その他、重要事項

第10条 定例理事会は、年1回（評議員総会時）開催し、次のことを決める。但し、必要に応じ臨時に開くこともできる。

1. 事業計画 2. 役員の選出 3. 規約の改正 4. その他重要事項の審議

第11条 緊急の事項で理事会を開催する余裕のないときは、会長・理事長・総務委員長・財務委員長等で審議し、決定することができる。事後、理事会の承諾を受ける。

第12条 各種委員会は、当該委員会の事項を審議する。

第6章 構成・加盟団体

第13条 本会に新たに加盟する団体は、理事会の承認を受けなければならない。

第14条 本会の構成・加盟団体

1. 高等学校体育連盟会津地区バスケットボール専門部
2. 会津地区ジュニアバスケットボール連盟
3. 会津ミニバスケットボール連盟
4. 会津地区クラブバスケットボール連盟

第7章 登録

第15条 本会に加入するチームは、「JBA会員登録システム」によって加盟登録し、加盟登録料を納入しなければならない。JBA登録をしないで本会のみに登録するクラブチームは、所定の用紙に必要事項を記入の上、登録料を添えて提出しなければならない。

第8章 会計

第16条 本会の経費は、チーム登録料・参加料・補助金及び寄付金、その他の収入をもってあてる。

第17条 本会に、バスケットボール普及と競技力向上のための「特別会計」を置く。

1. 日本リーグ開催の収益その他を収入にあてる。
2. 各種強化大会・講習会等の開催に支出する。

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付則

1. 本規約は、理事会の決議によらなければ変更することができない。

平成8年2月26日改正、平成21年4月11日改正、平成22年4月17日改正、
平成27年4月12日改正